

## ■インドネシア法整備支援第5回本邦研修

平成29年7月24日（月）から同年8月5日（土）までの間、東京及び大阪において、「インドネシア法整備支援第5回本邦研修」を、インドネシア法務人権省法規総局（日本の内閣法制局等に相当）及び同省知財総局（日本の特許庁等に相当）の職員等を対象に実施しました。

本研修は、現在、インドネシアにおいて法令間の不整合が大きな問題となっているため、日本における立法過程、法令間の整合性の確保の方法について知見を提供することや、インドネシアにおいて近時改正された著作権法、特許法、商標法等に関する細則の策定・審査作業を行っていることから、これに関する知見を提供することなどを目的として実施しました。



【高林龍教授による講義】

早稲田大学では、早稲田大学法学学術院教授で、知的財産法について探求する機関である知的財産法制研究所（RCLIP）の所長である高林龍教授から、日本における知財法概要についての講義を受けました。



#### 【大阪市役所訪問】

大阪市役所では、総務局行政部江野一行政課長から、大阪市における条例策定過程、上位法令との整合性確保の方法等について講義を受けました。



#### 【大石眞名誉教授との意見交換】

京都大学大石眞名誉教授と研修員との間で、日本・インドネシアで現在改正中の法律（インドネシアにおける立法過程等を定めた法律）に関する意見交換を行いました。

本研修ではいずれの講義、意見交換等でも、研修員から積極的に質問が出され、充実した研修となりました。